

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は<u>法第6条の2</u>（法第87条第1項、<u>法第87条の2</u>又は<u>法第88条第1項</u>若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、<u>法第5条の4第4項</u>の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は第6条の2（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、<u>法第5条の6第4項</u>の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により建築主事に届け出なければならない。</p>
2 [略]	2 [略]
<p>(工程の報告)</p> <p>第12条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（<u>法第6条の3第1項第1号</u>に掲げる建築物及び専用住宅を除く。）で同項の規定による確認を受けたものの工事の施工者は、当該工事について次の各号に掲げる工程を終えたとき、工事監理者の確認を得て、別に定める様式による工程報告書により建築主事に報告しなければならない。</p>	<p>(工程の報告)</p> <p>第12条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（<u>法第6条の4第1項第1号</u>に掲げる建築物及び専用住宅を除く。）で同項の規定による確認を受けたものの工事の施工者は、当該工事について次の各号に掲げる工程を終えたとき、工事監理者の確認を得て、別に定める様式による工程報告書により建築主事に報告しなければならない。</p>
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(認定申請書)	(認定申請書)
第23条 [略]	第23条 [略]
2～10 [略]	2～10 [略]
11 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。	11 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる <u>図書及び書類</u> のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。
12～15 [略]	12～15 [略]
(書類の経由)	(書類の経由)
第24条 [略]	第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第14項、省令第1条の3第1項の表二の(七十四)の項、(七十五)の項、(七十六)の項及び(八十二)の項、省令第3条第7項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第3項及び第5項、第10条第4項、第5項及び第7項、第11条、第12条、第18条第1項及び第19条第7項に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる省令又はこの規則に規定する同表右欄に掲げる申請書等(当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。)の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
省令第1条の3第8項	計画変更確認申請書(建築物)(省令別記第四号様式)
省令第2条の2第5項	計画変更確認申請書(昇降機)(省令別記第九号様式) 計画変更確認申請書(昇降機以外の建築設備)(省令別記第九号様式)
省令第3条第7項	計画変更確認申請書(工作物)(省令別記第十四号様式)
省令第4条第1項	完了検査申請書(省令別記第十九号様式)
省令第4条の2第1項	工事完了届(省令別記第二十号様式)
省令第4条の8第1項	中間検査申請書(省令別記第二十六号様式)
省令第4条の16第1項	仮使用認定申請書(省令別記第三十三号様式)
省令第4条の16第2項	仮使用認定申請書(省令別記第三十四号様式)
省令第8条第1項	建築工事届(省令別記第四十号様式) 建築物除却届(省令別記第四十一号様式)
省令第8条の2第1項	計画変更通知書(建築物)(省令別記第四十二号の二様式)
省令第8条の2第5項	計画変更通知書(昇降機)(省令別記第四十二号の八様式) 計画変更通知書(昇降機以外の建築設備)(省令別記第四十二号の八様式)
省令第8条の2第6項	計画変更通知書(工作物)(省令別記第四十二号の十一様式) 計画変更通知書(工作物)(省令別記第四十二号の十二様式)
省令第8条の2第13項	工事完了通知書(省令別記第四十二号の十三様式)
省令第8条の2第14項	工事完了通知書(省令別記第四十二号の十四様式)
省令第8条の	特定工程工事終了通知書(省令別記第四十

2 第17項	二号の十七様式)
省令第8条の 2 第20項	仮使用認定申請書(省令別記第四十二号の 二十様式) 仮使用認定申請書(省令別記第四十二号の 二十一様式)
省令第11条の 2 第1項	安全上の措置等に関する計画届(省令別記 第六十九号様式)
第2条	工事監理者等決定届書
第4条	工事等取りやめ届書
第8条	意見の聴取請求書
第9条第2項	定期調査報告書(省令別記第三十六号の二 の四様式)及び定期調査報告概要書(省令 別記第三十六号の二の五様式)並びに調査 結果表
第9条第3項	建築物等廃止(休止)届
第9条第5項	建築物等再使用届
第10条第4項	定期検査報告書(昇降機)(省令別記第三 十六号の三様式)及び定期検査報告概要書 (昇降機)(省令別記第三十六号の三の二 様式)並びに検査結果表 定期検査報告書(遊戯施設)(省令別記第 三十六号の三の三様式)及び定期検査報告 概要書(遊戯施設)(省令別記第三十六号 の三の四様式)並びに検査結果表 定期検査報告書(建築設備等(昇降機及び 遊戯施設を除く。)))(省令別記第三十六 号の四様式)及び定期検査報告概要書(建 築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)) ) (省令別記第三十六号の四の二様式)並 びに検査結果表
第10条第5項	建築物等廃止(休止)届
第10条第7項	建築物等再使用届
第11条	敷地分割(変更)届書
第12条	工程報告書
第13条第1項	既存建築物現況届書
第13条第2項	既存製造施設等工作物現況届書
第13条の2	既存敷地等現況届書
第18条第1項	道路築造届書
第19条第12項	工事等取りやめ届書
第19条第13項	工事等取りやめ届書

第20条

私道変更（廃止）届書

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則第23条第11項の規定は、この規則の施行の日以後にされる認定の申請について適用し、同日前にされた認定の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の建築基準法施行細則第24条第2項の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請書等の提出について適用し、同日前にされた申請書等の提出については、なお従前の例による。